

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成31年3月22日現在

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	青森市(ナラタケ、ムキタケ、クリタケ、ハタケシメジを除く)、十和田市(ナラタケ、ブナハリタケ、ムキタケを除く)、鯉ヶ沢町(ナラタケを除く)、階上町(ナラタケ、クリタケを除く。)
岩手県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ケ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木ナメコ(露地栽培)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木ナメコ(露地栽培)を除く。)
	タケノコ	一関市、陸前高田市(旧矢作村、旧横田村の区域に限る。)、奥州市
	コシアブラ	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、住田町
	ゼンマイ	一関市、奥州市、住田町
	セリ(野生のものに限る。)	奥州市
ワラビ(野生のものに限る。)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町	
水産物	イワナ(養殖を除く。)	砂鉄川(支流を含む。)
肉	牛の肉 ^{※1}	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
	ヤマドリ	全域
	ヤマドリ	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	石巻市、白石市、東松島市、蔵王町、富谷市
	キノコ類(野生のものに限る。)	仙台市、栗原市、大崎市、村田町
	タケノコ	栗原市(旧築館町、旧志波姫町、旧高清水町、旧瀬峰町、旧若柳町及び旧一迫町の区域を除く。)、丸森町(旧耕野村、旧丸森町、旧小斎村、旧筆甫村及び旧大内村の区域を除く。)
	コシアブラ	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
	ゼンマイ	気仙沼市、大崎市、丸森町
	タラノメ(野生のものに限る。)	栗原市、大崎市
	ワラビ(野生のものに限る。)	大崎市、加美町
水産物	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、碓石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)、及び松川(支流を含む。ただし、濁川及びその支流並びに澄川4号環堤の上流を除く。)
	アユ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、白石川の白幡堰より上流、五福谷川、内川の合流地点より上流及び雉子尾川の金栄橋より上流水域を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	白石川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。及び同県内の北上川(支流を含む。))
肉	牛の肉 ^{※1}	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く。
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、行方市、小美玉市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く) ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、鉾田市、つくばみらい市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く)
	タケノコ	北茨城市、鉾田市
	コシアブラ(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市、城里町
水産物	アメリカナズ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	ウナギ	茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。ただし、霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。

※1 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満のものを除く。)及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成31年3月22日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	矢板市、上三川町、壬生町、塩谷町、那須町 宇都宮市、足利市、栃木市(旧岩舟町の区域を除く。)、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、那須塩原市、さくら市、益子町、那須烏山市、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町、那珂川町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町、那須町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	サンショウ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ゼンマイ(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、那須町
肉	タラノメ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町
	ワラビ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市
	牛の肉※1	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域

群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
	こしあぶら(野生のものに限る。)*※2	前橋市(旧富士見村に限る。)、沼田市、渋川市(旧伊香保町に限る。)、藤岡市(旧藤岡市に限る。)、みどり市(旧勢多郡東村に限る。)、下仁田町、中之条町、長野原町、草津町、みなかみ町、嬬恋村、片品村及び川場村
	たらのめ(野生のものに限る。)*※2	前橋市(旧富士見村に限る。)、高崎市(旧倉瀬村に限る。)、沼田市(旧利根村に限る。)、渋川市(旧渋川市に限る。)、吉岡町、中之条町(旧中之条町に限る。)、及び川場村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
	ヤマドリ	全域

埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町

千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	流山市、八千代市、我孫子市、白井市 千葉市、佐倉市、君津市、富津市、印西市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。))並びに手賀川(支流を含む。))
	コイ	
	ウナギ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。))ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。

新潟県		出荷制限
野菜類	コシアブラ(野生のものに限る。)	魚沼市、南魚沼市、湯沢町及び津南町
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)

山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村

長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	軽井沢町、御代田町 小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、南牧村(マツタケを除く。)
	コシアブラ	長野市、中野市、軽井沢町、木島平村、野沢温泉村
肉	シカの肉	軽井沢町 富士見町(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるシカの肉を除く。)

静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

※1 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。))及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

※2 旧市町村は平成15年3月31日時点のもの

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成31年3月22日現在

福島県	
乳肉	H23.3.21～：下部の地域以外 H23.3.21-4.6解除 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、浪江町、川俣町、川内村（浪江町内を除く） H23.3.21-4.16解除 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、浪江町、川俣町、川内村（浪江町内を除く） H23.3.21-4.21解除 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、浪江町、川俣町、川内村（浪江町内を除く） H23.3.21-5.1解除 南相馬市（飯島地区のうち、高橋、大内、川子及び塩塚を除く区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域を除く。） H23.3.21-6.8解除 田村市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、南相馬市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助次、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字結木、原町区高倉字五台山、原町区高倉字横川、原町区高倉字薬師谷、原町区片倉字行及及び原町区大原字和由田の区域を除く。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛西村（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	H23.3.21-10.7解除 会津若松市、桑折町、天栄町、楳崎町、只見町、北塩原村、西会津町、西会津郡、東会津町、下郷町、柳井町、藤津町、金山町、昭和村、鶴巻町、玉川村、広野町、楢葉町（東京電力福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
	H23.3.21-10.28解除 田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された特定避難区域を除く区域に限る。）、楢葉町（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、葛西村（平成25年3月7日付け指示により設定された特定避難区域を除く区域に限る。）、葛西村（平成25年3月7日付け指示により設定された特定避難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された特定避難区域を除く区域に限る。）、葛西村（平成24年6月15日付け指示により設定された特定避難区域を除く区域に限る。）、葛西村（平成24年6月15日付け指示により設定された特定避難区域を除く区域に限る。）
	H23.3.21-11.1解除 会津若松市、喜多方市、西会津町、楡樹町、楳崎町、浪江町、下郷町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、通川村、昭和村、楢葉町
	H23.3.21-11.2解除 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助次、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字結木、原町区高倉字五台山、原町区高倉字横川、原町区高倉字薬師谷、原町区片倉字行及及び原町区大原字和由田の区域を除く。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛西村（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、葛西村（平成25年3月7日付け指示により設定された特定避難区域を除く区域に限る。）、葛西村（平成25年3月7日付け指示により設定された特定避難区域を除く区域に限る。）、葛西村（平成24年6月15日付け指示により設定された特定避難区域を除く区域に限る。）、葛西村（平成24年6月15日付け指示により設定された特定避難区域を除く区域に限る。）
	H23.3.21-11.4解除 田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、葛西村（平成25年3月7日付け指示により設定された特定避難区域を除く区域に限る。）、葛西村（平成25年3月7日付け指示により設定された特定避難区域を除く区域に限る。）、葛西村（平成24年6月15日付け指示により設定された特定避難区域を除く区域に限る。）、葛西村（平成24年6月15日付け指示により設定された特定避難区域を除く区域に限る。）
	H23.3.21-11.5解除 田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、葛西村（平成25年3月7日付け指示により設定された特定避難区域を除く区域に限る。）、葛西村（平成25年3月7日付け指示により設定された特定避難区域を除く区域に限る。）、葛西村（平成24年6月15日付け指示により設定された特定避難区域を除く区域に限る。）、葛西村（平成24年6月15日付け指示により設定された特定避難区域を除く区域に限る。）
	H23.3.21-11.6解除 田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、葛西村（平成25年3月7日付け指示により設定された特定避難区域を除く区域に限る。）、葛西村（平成25年3月7日付け指示により設定された特定避難区域を除く区域に限る。）、葛西村（平成24年6月15日付け指示により設定された特定避難区域を除く区域に限る。）、葛西村（平成24年6月15日付け指示により設定された特定避難区域を除く区域に限る。）
	H23.3.21-11.7解除 田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、葛西村（平成25年3月7日付け指示により設定された特定避難区域を除く区域に限る。）、葛西村（平成25年3月7日付け指示により設定された特定避難区域を除く区域に限る。）、葛西村（平成24年6月15日付け指示により設定された特定避難区域を除く区域に限る。）、葛西村（平成24年6月15日付け指示により設定された特定避難区域を除く区域に限る。）
	H23.3.21-11.8解除 田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、葛西村（平成25年3月7日付け指示により設定された特定避難区域を除く区域に限る。）、葛西村（平成25年3月7日付け指示により設定された特定避難区域を除く区域に限る。）、葛西村（平成24年6月15日付け指示により設定された特定避難区域を除く区域に限る。）、葛西村（平成24年6月15日付け指示により設定された特定避難区域を除く区域に限る。）
	H23.3.21-11.9解除 田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、葛西村（平成25年3月7日付け指示により設定された特定避難区域を除く区域に限る。）、葛西村（平成25年3月7日付け指示により設定された特定避難区域を除く区域に限る。）、葛西村（平成24年6月15日付け指示により設定された特定避難区域を除く区域に限る。）、葛西村（平成24年6月15日付け指示により設定された特定避難区域を除く区域に限る。）
	H23.3.21-11.10解除 田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）、葛西村（平成25年3月7日付け指示により設定された特定避難区域を除く区域に限る。）、葛西村（平成25年3月7日付け指示により設定された特定避難区域を除く区域に限る。）、葛西村（平成24年6月15日付け指示により設定された特定避難区域を除く区域に限る。）、葛西村（平成24年6月15日付け指示により設定された特定避難区域を除く区域に限る。）

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績：平成31年3月22日現在

栃木県		出荷制限
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.10～H25.1.23解除：栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、唐甲川との合流点から下流の部分に限る。) H24.9.18～H25.3.28解除：水野川(支流を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	H24.8.20～H25.12.17解除：栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。) H25.3.30～H27.9.28解除：栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
	ウグイ(養殖を除く。)	H24.5.7～H24.9.28解除：荒井川(支流を含む。ただし、荒井川及びその支流を除く。) H24.5.30～H24.9.28解除：荒井川(支流を含む。) H24.5.30～H25.1.23解除：武茂川(支流を含む。及び栃木県内の那珂川のうち武茂川との合流点の上流(支流を含む。ただし、塩原ダムの上流及びその支流を除く。)
肉	牛の肉	H24.8.20～H25.12.17解除：牛の肉の産出地、飼育管理記録に基づき管理される牛(除く。)
	イノシシの肉	H24.10.10～：全産
	シカの肉	H24.11.14～：全産
その他	茶	H23.7.8～H24.6.1解除：栃木市 H23.8.2～H25.3.28解除：大田原市 H23.8.2～H25.5.31解除：宇都宮市
群馬県		出荷制限
肉	豚レシソウ	H23.3.21～4.8解除：全産
	豚キナ	H23.3.21～4.8解除：全産
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.8.20～：菅沼町、菅沼町、藤原村 H24.10.10～：高山村 H24.10.18～：東中野 H24.10.22～：長陽郡 H24.11.18～：妙高中央町
	シシアら(野生のものに限る。)	H24.8.20～：菅沼町(新田土庫村に限る。)、沼田町、沼田町(沼田町内の一部)、みどり町(沼田町管内に限る。)、下仁保町、中之条町、長埴郡、東条町、赤松町、赤松町、片品町及び 沼田町(沼田町内の一部)
	たらめ(野生のものに限る。)	H24.8.20～：菅沼町(沼田土庫村に限る。)
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.27～H24.11.9解除：薄田川(支流を含む。) H24.4.27～H25.9.28解除：小川川(支流を含む。及び堀ノ本川(支流を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	H24.4.8～：菅沼川のうち東馬場から東馬場川合流点及び濁川合流点までの区間(支流を含む。) H24.8.8～H24.11.9解除：烏川のうち川田橋の上流(支流を含む。) H24.8.8～H25.6.28解除：薄田川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	H24.10.10～：全産
	クマの肉	H24.8.10～：全産
	シカの肉	H24.11.14～：全産
	ヤマドリ(鳥)	H23.1.23～：全産
その他	茶	H23.8.20～H24.5.28解除：明正市 H23.8.30～H25.6.28解除：渋川市
埼玉県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.18～：磯崎町、磯崎町 H24.10.23～：ときがわ町 H24.11.18～：鳩山町
千葉県		出荷制限
肉	豚レシソウ	H23.4.4～4.22解除：松本市、香取市、多古町
	シュウケツ、ケンケンサイ、サンショウ	H23.4.4～4.22解除：松本市
	ハヤドリ	H23.4.4～4.22解除：松本市
	セウロウ	H23.4.4～4.22解除：松本市
	タケノコ	H24.4.3～H25.10.23解除：市原市、木更津市 H24.4.8～H26.1.14解除：茨城町 H24.4.8～H26.9.21解除：銚子市 H24.4.11～H27.1.22解除：柏市、白井市 H24.4.17～H25.10.23解除：八千代市 H24.4.12～H25.10.23解除：船橋市 H24.4.18～H25.10.23解除：芝山町
農産物	果樹(養殖地栽培)	H23.10.31～：解除予定 H24.10.11～H26.10.14解除：香取市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される苗木シヤブ(産地栽培)は出荷制限の対象から除外) H24.11.18～H25.10.23解除：松本市 H24.12.22～H25.10.14解除：松本市 H24.8.23～H26.1.25解除：印旛町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される苗木シヤブ(産地栽培)は出荷制限の対象から除外) H24.4.18～：白井市 H24.4.18～：八千代市
	果樹(施設栽培)	H24.8.18～H26.10.14解除：印旛町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される苗木シヤブ(産地栽培)は出荷制限の対象から除外) H24.11.18～H25.10.23解除：松本市 H24.11.18～H26.10.14解除：松本市 H24.4.18～H26.1.25解除：千代田(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される苗木シヤブ(産地栽培)は出荷制限の対象から除外) H24.8.18～H26.10.14解除：山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される苗木シヤブ(産地栽培)は出荷制限の対象から除外) H24.11.18～H25.10.23解除：香取市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される苗木シヤブ(産地栽培)は出荷制限の対象から除外) H24.11.18～H25.10.23解除：松本市
水産物	ホンチロ	H24.7.18～：千葉県及び千葉県内に流入する河川(支流を含む。)、早良川(支流を含む。)
	イソ	H26.7.8～：千葉県及び千葉県内に流入する河川(支流を含む。)、早良川(支流を含む。)
	ワナギ	H24.11.18～：千葉県内の賀茂川のうち葛城山の下流(支流を含む。ただし、印旛湖水源地及び印旛水門の上流、調布川第一橋水源地の下流、八潮川、香取川及び千原川を除く。)
肉	イノシシの肉	H24.11.18～H25.1.18解除：全産(県の定める出荷・検査方針に基づく管理されるイノシシの肉を除く。)
その他	茶	H23.4.4～H24.12.21解除：八千代市 H23.4.4～H24.12.21解除：香取市 H23.8.2～H24.5.28解除：八千代市 H23.8.2～H24.5.28解除：野田町、富田町、山武市 H23.8.2～H25.5.31解除：松本市
神奈川県		出荷制限
その他	茶	H23.8.2～9.29解除：無名郡 H23.8.2～9.29解除：松本市 H23.8.2～10.18解除：松本市 H23.8.2～10.18解除：松本市 H23.8.23～10.26解除：松本市 H23.8.27～10.26解除：中井町 H23.8.27～11.1解除：小田原市 H23.8.27～11.10解除：真鶴町 H23.8.27～11.10解除：真鶴町
新潟県		出荷制限
農産物	コンブ(野生のものに限る。)	H24.8.8～：魚沼市、津和野町 H24.8.21～：魚沼市、津和野町
肉	シカの肉	H24.11.18～：全産(産出地及び産地管理を除く。)
山梨県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.23～：富士市、富士吉田町、奥野村
長野県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.8.20～：飯沼町、勝沼町 H24.10.11～：小田原、箱根町(マツタケを除く。) H24.10.11～H27.11.20解除：小田原、箱根町(マツタケに限る。) H24.10.11～H27.11.20解除：小田原、箱根町(マツタケに限る。) H24.10.11～H27.11.20解除：小田原、箱根町(マツタケを除く。) H24.10.11～H27.11.20解除：小田原、箱根町(マツタケに限る。) H25.10.1～H27.11.20解除：小田原、箱根町(マツタケに限る。) H25.10.1～H27.11.20解除：小田原、箱根町(マツタケに限る。)
	シシア	H24.8.21～：魚沼市、津和野町 H24.8.21～：魚沼市、津和野町 H24.8.21～：魚沼市、津和野町 H24.8.21～：魚沼市、津和野町 H24.8.21～：魚沼市、津和野町
肉	シカの肉	H24.11.18～：全産(産出地及び産地管理を除く。)
静岡県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.18～：磐田市、小山町 H25.10.3～：富士市、富士市 H25.10.7～：磐田市

※□□□□□□□□の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績：平成31年3月22日現在

福島県	摂取制限
非結球性野菜類（ホウレンソウ、コマツナ等）	H23.3.23～ 下記の地域以外。
	H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鼓川村
	H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、楢枝岐村
	H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字柘木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）
	H23.3.23～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
	H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村
	H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
	H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	H23.3.23～H27.2.18解除：楢葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	H23.3.23～H28.3.17解除：南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字柘木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯館村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）	
結球性野菜類（キャベツ等）	H23.3.23～ 下記の地域以外。
	H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、楢枝岐村
	H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
	H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鼓川村
	H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字柘木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）
	H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
	H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	H23.3.23～H27.2.18解除：楢葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	H23.3.23～H28.3.17解除：南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字柘木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
	H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯館村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
アブラナ科の花蕾類（ブロッコリー、カリフラワー等）	H23.3.23～ 下記の地域以外。
	H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鼓川村
	H23.3.23～5.4解除：いわき市
	H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
	H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、楢枝岐村、只見町
	H23.3.23～6.15解除：新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字柘木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）及び大玉村
	H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）
	H23.3.23～H25.3.29解除：田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	H23.3.23～H27.2.18解除：楢葉町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。）
	H23.3.23～H28.3.17解除：南相馬市（平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字柘木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域に限る。）、葛尾村（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）
H23.3.23～H29.3.14解除：富岡町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、大熊町（平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、浪江町（平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）、飯館村（平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。）	
原木シイタケ（露地）	H23.4.13～： 飯館村
キノコ類（野生のものに限る。）	H23.9.9～： 棚倉町（※資糧庫に属する野生キノコに限る）
	H23.9.15～： いわき市、棚倉町
	H23.9.20～： 南相馬市
水産物 イカナゴの稚魚 ヤマメ（養殖を除く。）	H23.4.20～H24.6.22解除： 全域
肉 イノシシの肉	H24.3.29～： 新田川（支流を含む。）
	H23.11.9～： 相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村 H23.11.25～： 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

※ の箇所は摂取制限の対象